

# 塾生の通塾時安全確保のための指針

## 広島私塾連盟

2012年10月10日

広島私塾連盟加盟塾は塾生の安全確保を一番に考えています。各塾の状況、各地区の状況に応じて、この指針をもとに共通認識を持って、子どもたちの安全確保に努めます。

### 1. 通塾方法の確認と安全点検

#### (1) 子どもの通塾方法・通塾経路の把握

子どもの通塾方法について、手段・経路を届けさせ、情報の把握に努める。またその情報が外部に漏れることのないように厳重に管理する。

#### (2) 安全な通塾方法・通塾経路の点検

①通塾方法・通塾経路に関してリスクを分析し、学習塾教職員が昼夜に分けて、次の点について留意しつつ点検する。

##### ○危険・要注意箇所の把握

危険・要注意箇所とは犯罪が起りやすい場所で、周りに木が茂っている公園、壁に囲まれた空地、人通りが少ない道路、長い間だれも住んでいない空き家、周りから見えにくい神社、駐車場など「だれでも入りやすい場所」「人目につきにくい場所」などがあげられる。

##### ○緊急避難箇所

緊急時に避難できる場所を把握しておく。通塾路にある交番、子ども110番の家、コンビニ、知人の家などを子どもともに確認する。

②通塾方法・通塾経路及び周辺の様子は変化することもあるので、定期的に点検する必要がある。

③点検によって発見された好ましくない状況（電灯切れ・落書き・障害物の放置・道路の危険箇所等）は管理者に連絡するとともに、必要に応じて警察、学校、自治会など関係機関とも連携して、通塾路の環境整備に努める。

### 2. 通塾時の安全確保のための周知徹底と具体的な施策

#### (1) 地域情報の収集と周知徹底

①通塾圏内の警察・交番等とは、情報交換を行うなど、日頃から連携を図るよう努める。

②次の点を子どもおよび保護者に対して周知徹底する。

○「**いかのおすし**」の徹底

- 知らない人について**い**かない
- 知らない人の車に**の**らない
- 何かあったら**お**おごえを出す
- 何かあったら**す**ぐ逃げる
- 大人の人に**し**らせる

(2)保護者または学習塾教職員による送迎の実施

通塾時に子どもができるだけ一人にならないように努める。

- 可能な限り保護者の付き添いのもと通塾することを奨励する。
- 家が同じ方面の子どもは集団で通塾するように指導する。
- 人目につきやすい道路を通して通塾するように指導する。
- 保護者の迎えを待つ子どもは塾内もしくは学習塾教職員の目の届く場所で待たせる。

(3)子どもの通塾を見守る体制作り

通塾時の子どもの安全を確保するために、可能な限り次の事項を実施するように努める。

- 授業終了時間を統一し、集団で帰宅できるようにする。
- 子どもの年齢・学年に応じ、授業終了時間は可能な限り配慮したものとする。
- 子どもの登塾時、退塾時においては、出入口付近に立って安全確認を行う。
- 地元警察や地域住民とも協力し、子どもの通塾の見守りを行う。
- 見守り・パトロールする学習塾教職員は共通腕章・ユニフォームなどを身につけ、目立つ形で子どもを見守る。
- 地域の関係機関と協力して、地域安全マップをつくり、子ども・保護者に配布する。
- 以上の事柄を円滑かつ確実にを行うために、学習塾は自ら進んで関係機関、地域との交流・連携を図り、相互信頼を得ることに努める。

(4)防犯機器の活用

子どもに対して防犯機器の携行を推進する。防犯機器としては防犯ブザー、GPS機能付き携帯電話、ホイッスル、懐中電灯などがある。また、塾への入退室時に保護者にメールが送れるシステムの構築をめざす。

(5)子どもの危機察知能力の養成

子どもが危険な箇所・危険な状況・危険な人物を事前に察知し、回避できる能力が身につくように指導する。